

第 27 回 大阪市精神保健福祉審議会 次第

令和 7 年 3 月 24 日（月） 14 時 00 分～16 時 00 分

大阪市こころの健康センター 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議題

報 告

1. 大阪市精神保健福祉審議会自殺防止対策部会の開催状況等について
2. 夜間及び休日における精神科救急医療の状況について
3. 令和 7 年度精神保健福祉関係予算の概要について
4. 令和 6 年度精神保健福祉法の改正後の対応について

5 閉会

○配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿及び配席図
- ・ 大阪市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例
- ・ (資料 1 - 1) 令和 6 年度大阪市精神保健福祉審議会自殺防止対策部会の開催状況について
- ・ (資料 1 - 2 ～ 1 - 10) 令和 6 年度大阪市精神保健福祉審議会自殺防止対策部会資料
- ・ (資料 2) 夜間及び休日における精神科救急医療の状況について
- ・ (資料 3 - 1) 令和 7 年度におけるこころの健康センターの事業について
- ・ (資料 3 - 2) 大阪市における依存症対策支援事業
- ・ (資料 4 - 1) 精神科病院における虐待防止に向けた取組について
- ・ (資料 4 - 2) 令和 6 年度入院者訪問支援事業の実施状況の報告について
- ・ (資料 4 - 3) 入院者訪問支援事業案内リーフレット

大阪市精神保健福祉審議会 委員名簿

氏名	所属等
井上 幸紀	大阪公立大学大学院医学研究科 教授
岩田 和彦	(地独)大阪府立病院機構 大阪精神医療センター 院長
植木 和彦	泉佐野法律事務所 (弁護士)
大野 素子	(公社)大阪府精神障害者家族会連合会 会長
緒方 由紀	佛教大学大学院社会福祉学研究科 教授
岸本 栄	大阪市会民生保健委員長
阪本 栄	(一社)大阪府医師会 副会長
佐々木 邦子	大阪市地域女性団体協議会 副会長
堤 俊仁	(公社)大阪精神科診療所協会 監事
長尾 喜一郎	(一社)大阪精神科病院協会 会長
松井 徳造	兵庫医科大学リハビリテーション学部作業療法学科 教授
山本 深雪	大阪精神障害者連絡会 代表

(※敬称略 五十音順)

第27回 大阪市精神保健福祉審議会 配席図

入口

井 上
会 長

植 木
委 員

大 野
委 員

緒 方
委 員

岸 本
委 員

松 井
委 員

山 本
委 員

○オンライン参加委員

岩田委員

佐々木委員

堤委員

長尾委員

事務局

事務局

事務局

三浦
課長

森
所長

吉田
首席
医務監

寺澤
部長

野田
課長

山田
主幹

事務局

事務局

事務局



藤枝
課長代理

山岡
課長代理



傍聴者席

傍聴者席

傍聴者席

<開催日時> 令和7年3月24日 午後2時00分～
<開催場所> 大阪市こころの健康センター大会議室

○大阪市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例

平成8年4月1日

条例第8号

大阪市精神保健福祉審議会条例を公布する。

大阪市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 法第9条第1項の規定に基づき、本市に大阪市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第6条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 第5条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。

(関係者の出席)

第9条 審議会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第10条 市長は、法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の同項に規定する任意入院者の症状及び同項に規定する厚生労働省令で定める事項について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日を期限として報告を求めなければならない。

- (1) 法第21条第1項の規定による入院の日（以下「入院日」という。）から1年以上同項の規定による入院を継続している者に係る事項 入院を継続している期間が入院日から1年を経過するごとに当該1年を経過した日の属する月の翌月（当該1年を経過した日の属する月の翌月以降の月に当該精神科病院の管理者が法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなったときにあつては、当該該当することとなった月の翌月）の末日
- (2) 入院日から起算して6月を経過するまでの間に法第36条第3項に規定する行動の制限を受けた者又は夜間以外の時間帯に当該入院中の精神科病院から自由に外出することを制限された者（前号に該当する者を除く。）に係る事項 入院日から起算して6月を経過した日の属する月（当該6月を経過した日の属する月の翌月以降の月に精神科病院の管理者が法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなったときにあつては、当該該当することとなった月の翌月）の末日

(施行の細目)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年4月1日条例第21号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置されている大阪市精神保健福祉審議会は、この条例による改正後の大阪市精神保健福祉審議会条例第1条に規定する大阪市精神保健福祉審議会とみなす。

附 則（平成18年3月2日条例第4号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月19日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月26日条例第113号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年5月28日条例第72号）

この条例は、公布の日から施行する。